

裁判所施設の耐震診断結果等の公表について（令和 7 年 6 月）

裁判所施設の耐震化の現況をとりまとめましたので、公表します。

1. 公表の対象

裁判所施設（庁舎及び研修所） 5 8 3 棟（令和 7 年 4 月 1 日時点）の耐震化の現況及び耐震性にかかるリストを公表します。

2. 公表の概要

令和 7 年 4 月 1 日時点において、裁判所施設 5 8 3 棟のうち耐震安全性の基準を満足する施設は 5 8 2 棟（9 9 %）であり、満足しない施設は 1 棟（1 %）でした。

また、予算措置済の施設を加えた場合、全ての裁判所施設の耐震化（耐震安全性の基準への適合）が完了します。（令和 7 年度以降に工事が完成する棟も含まれています）。

		耐震性能評価		
		耐震化未了	耐震性能あり	計
特定建築物	棟数	0	266	266
	棟数の割合（%）	0.0%	100.0%	
特定建築物 以外の庁舎	棟数	1	316	317
	棟数の割合（%）	0.3%	99.7%	
全庁舎	棟数	1	582	583
	棟数の割合（%）	0.2%	99.8%	
全庁舎 （予算措置済みを反映）	棟数 ※1	0	583	583
	棟数の割合（%）	0.0%	100.0%	

※ 上記データは、リストに記載されたSRC造、S造、RC造庁舎を集計したものである。

※ 「特定建築物」とは、3階建以上かつ延べ面積1, 000㎡以上の庁舎を指す。

（「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（H25改正）における特定既存耐震不適格建築物のことをいう。）

※1 予算措置済については、完成した後の棟数を計上している。

3. 耐震性の評価方法と安全性

耐震診断の方法は、原則として「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」に基づいています。評価値 1. 0 未満は、震度 6 強から震度 7 程度の大規模地震に対する耐震安全性の水準を満足していないという評価になります（「大規模地震に対する構造体の耐震安全性の評価」参照）。

今回の公表対象のうち、評価値が 1. 0 未満のものは、すべて現行の建築基準法に基づく新耐震設計法の施行以前（昭和 5 5 年以前）のものです。これらの施設についても、中規模地震で損傷しないことについて建設当時の設計において検証されており、震度 5 強程度の中規模地震に対し損傷しないことが確認されています。

評価	施設の評価値	耐震安全性の評価	備考
a	評価値 < 0.5	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。	いずれも <u>中規模地震で 損傷しないこと</u> を設計において確認している。
b	$0.5 \leq \text{評価値} < 1.0$	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。	
c	I 類 $1.0 \leq \text{評価値} < 1.5$ II 類 $1.0 \leq \text{評価値} < 1.25$	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低いが、要求される機能が確保できないおそれがある。	
d	I 類 $1.5 \leq \text{評価値}$ II 類 $1.25 \leq \text{評価値}$ III 類 $1.0 \leq \text{評価値}$	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低く、I 類及び II 類の施設では要求される機能が確保できる。	

※ 耐震安全性の評価における地震とは、震度 6 強～震度 7 程度の大規模地震のことをいう。

ここでの評価は、「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」に基づいて評価したものであり、地震動の特性、地盤の特性及び建築物の構造特性等により、同一の評価値であっても被害の状況は異なる。

なお、以下の裁判所施設については、建物の特殊性から別に耐震診断を行っており、その結果は次のとおりです。

- ・熊本地方裁判所保存庁舎 煉瓦造を壁式鉄筋コンクリートで補強した庁舎であり、補強部の評価値は耐震性能を満足している。また、煉瓦部についても落下を防止する補強工事を行っているが、内部床の傾きが進み、建物自体の不同沈下が進行している可能性がある。